

教育訓練給付とは？

働く人のスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に、その費用の一部が支給される制度です。（訓練経費の20%）
キャリアアップや転職で、新しく免許を取得したい方にお勧めです。

当校指定講座
大型特殊自動車運転免許取得コース
New!! 普通自動車第二種運転免許(AT)取得コース
普通自動車第二種運転免許(MT)取得コース
中型自動車第二種運転免許取得コース (大型・中型免許所持)
中型自動車第二種運転免許取得コース (中型8t免許所持)
中型自動車第二種運転免許取得コース (準中型5tAT・普通AT免許所持)

支給対象者は？

次の①または②のいずれかに該当し、教育訓練を修了した方です。

① 雇用保険の一般被保険者

上記講座の受講開始日において雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間が3年以上ある方。

② 雇用保険の被保険者であった方

受講開始日に被保険者でない方で、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降受講開始日までが1年以内でありかつ支給要件期間が3年以上ある方。

申請の流れ

